# 香川県立白鳥病院情報セキュリティポリシー

（目的）

第１条 本セキュリティポリシーは、香川県立白鳥病院が保有する情報資産を管理・保護するため、情報セキュリティ対策に関する基本的な事項を定め、必要となる技術的な対策及びシステム利用者・管理者への教育の実施等を規定することを目的とし、地方自治法に規定するサイバーセキュリティを確保するための方針に位置付ける。

（定義）

第２条 本セキュリティポリシーの対象となる用語を次のとおり定義する。

（１）情報システム

病院の業務及び診療のために利用する、電子的な情報処理を行う機器、ソフトウェア、電磁的記録媒体等の総称。

（２）ネットワーク

病院内外の機器やシステムを相互に接続し、データを送受信するための通信機器等の総称。

（対象とする脅威）

第３条 以下の脅威を想定し情報セキュリティ対策を実施する。

（１）外部起因のサイバー脅威

不正アクセス、ランサムウェア等のマルウェア感染、フィッシングや標的型メールによる認証情報の窃取等。

（２）内部要因によるセキュリティ脅威

内部不正（不正閲覧、持ち出し、改ざん等）、誤操作、誤送信、設定ミス、媒体の紛失等の人的ミスによる情報漏えいや業務停止等。

（３）災害

地震・火災・水害・停電などによる、文書やデータ等の消失及びシステム停止等。

（４）システム障害

機器故障、ネットワーク障害、ソフトウェア不具合、バックアップ不備、委託先の障害等による、診療や業務の停止等。

（適用範囲）

第４条 本セキュリティポリシーは、香川県立白鳥病院の情報システムを構成する対象（情報システムやネットワークに関連する機器類、システム担当者や利用者、文書等をいう。）に適用する。

２　情報システムにおけるセキュリティ上の問題が生じた場合は、次の各号に掲げる者で検討し対応を決定する。

（１）システム管理責任者

（２）システム運用責任者

（３）システム監査責任者

（４）その他システム管理責任者が必要と認める者

（職員等の遵守事項）

第５条

本セキュリティポリシーは、香川県立白鳥病院の情報システムに関係する全ての者に周知し、

病院情報システム上で閲覧可能な場所に格納する。対象者は、本セキュリティポリシー、セキュリティ管理規定及び各手順を遵守しなければならない。なお、院内で取り扱う行政情報システムについては、香川県情報セキュリティポリシーの規定及び香川県情報システム課の指導に従い運用する。

（情報セキュリティ対策）

第６条 情報セキュリティ対策として以下の対策を講じる。

（１）組織体制

情報システムを管理し、円滑な運用を図るため、次の各号に掲げる責任者を置く。

ア　システム管理責任者、副管理責任者

イ　運用責任者

ウ　監査責任者

エ　監視責任者

オ　部門責任者

（２）情報資産の分類・管理

情報資産を機密性・完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。分類及び取り扱いについては、香川県情報セキュリティポリシーに準ずる。

（３）物理セキュリティ

情報資産を保管する執務室やサーバ室等について、入退室制限や施錠等により物理的な対策を講じる。

（４）人的セキュリティ

情報資産を取り扱う職員に対し、セキュリティポリシー及びセキュリティ対策の教育を講じる。

（５）技術的セキュリティ

各システムへのアクセス制御により、業務で必要な範囲を超えた操作が行えないよう制御する。

（情報セキュリティ監査・自己点検の実施）

第７条 システム更新のタイミング等、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い情報セキュリティの向上を図る。

（情報セキュリティポリシーの見直し）

第８条 情報セキュリティポリシーに定められた事項について修正の必要が生じた場合には、速やかに情報システム委員会に諮り見直しを行うものとする。

（情報セキュリティ対策基準・実施手順）

第９条 情報セキュリティ対策基準及び実施手順について、香川県立白鳥病院情報システム管理規程、香川県立白鳥病院情報セキュリティ対策基準及び各手順書に従うものとする。なお、香川県立白鳥病院情報システム管理規程等については、情報システムの安全性を確保するため非公開とする。